

維新直後の北海道拓殖について

牧野信之助

一

日本開拓史上に於ける北海道が、如何に重要な位置を占め、其は猶今日に連続して、我國の人口食料問題を解決すべき資源になつてゐることは、改めて論及すべき必要もない程に明白である。然も豊臣氏時代から江戸幕府時代へかけて、蝦夷地の名稱の下に大體松前氏の支配に委せられた三世紀間は如何に國家が鎖國として事勿れ主義に始終してゐたとは云へ、この茫漠たる處女地には、云はゞ事物起源的な拓殖の鋤が加へられた丈けに止つて、殆どその經綸を示されることなしに終つてゐた。天然の富源として著聞された沿岸の漁獵場は、「場所」として松前藩士の間宛に宛行せられ、彼等は亦之を請負商人に依托した。斯る形態の下に於ける沿岸の開発は、早く江戸幕府の初期に溯つて、それ以來持續されて來た。然も沿岸内部に於ける耕地の開発と定住者の移殖とは、幾度か特筆に値すべき探險家の誘導が繰返されたに係はらず、僅かに斷片的ないくつかの事績が孤立してゐる丈けに止つてゐる。元祿中佐藤信景が厚岸奥の山野に田畑を拓き、五穀を播種して生育の可能を確めたと云ふのは、(土性

辨)空谷鞏音の試みではあるが、結局松前氏の容るゝところとならずして中絶し、その後函館近郊にあつても、水田の試作は屢行はれたが、多くは失敗に歸したと云はれてゐる。

然も松前氏の下に殆ど假睡状態にあつた蝦夷地が、明和・天明以降幕府を震駭せしめるに至り、從來餘りに無關心であつたこの地を警備と開拓とに全力を向けられるやうになつたのは、當然の處置と云ふべきであつた。寛政から文政に互つて第一次幕府の蝦夷地直轄時代となり、その間八王子千人組百數十人が「農兵の姿」を以て一時的であつたとは云へ、鶴川・白糠地方に屯田したのは興味ある事實であり、或は亦幕府函館近郊に越後邊の農民を移して一擧百數十町の水田を拓かせたことなども、その意向は明白に開拓を急いで國防の充實を庶幾するものであつた。

唯然し、此等の企圖は大體結果から見えて一時の試みに終はつてゐることを遺憾とする。既にして松前氏は一旦全島の支配を復せられたが、第二次幕領として直轄された安政以降、慶應末に至る期間の全島の施設は、更らに注意すべきものがあつた。其は始め東北諸藩——南部・仙臺・津輕・秋田・松前を以て全道沿岸を區劃して分轄警備せしめ、既にして會津・庄内を加へ、都合七藩にそれ〴〵警備區を支配地として、屯田の實を擧げしめんとするにあつた。而して更らにそれより前、幕府直轄の農兵を室蘭・石狩・函館に分置し、或は亦令達して旗本諸藩にも卒族の移住を奨勵した。此等の施設に現はれた幕府の意圖は、勿論第一次直轄時代に試みた國防の充實を期せんが爲めの拓殖であり、屯田であつ

た。故に、幕府としては内憂外患の際ではあつたが、存外深き注意を向け、或は御手作場を設け、或は東西本願寺等の有力な巨刹に勸めて各地從屬の門徒を移住せしめ、漸く茲に松前氏の治下には豫期することの出来なかつた成果を見ることゝなつた。唯然し、茲にも繰返さなければならぬことは、當時幕府の對時局上止むを得なかつたとは云へ、斯る拓殖政策は、當初の方針を遂行することが不可能となつて、遂に豫期した効果を收むることの出来なかつた點である。

以上の概觀にして謬りなしとするならば、同時代に於ける幾多の經世家に唱導された蝦夷地開發策は、切札のまゝ次の時代に持越さるゝことゝなつたのである。少くとも彼等の所期した抱負の大部分は幕府時代を通じて實現せられることなしに終つたのである。私は茲に於て蝦夷地の開拓に論及した多くの識見者を代表せしむるに足る、京儒並河天民の開拓意見の一部を茲に抄記して、この洞徹した意見が、遂に机上論として終つたことを遺憾としたい。彼は土地人民の擴充を天子將軍の大業とし、蝦夷の如き大國の無用視されたる現状を痛嘆し、「彼國の圖を見候に、皆々海邊に住居仕候て、國の最中は無人の地に候。國の最中を開き、國郡御分ち遊ばされ候はゞ、數年の中には、見事なる國となり日本國と一つに成申候べく、左候はゞ、大日本國を又々増加して、大々日本國となり可申候。近年諸色高直にて、下々殊の外困窮致し候。唐土より參り候藥種絹布の類、日本より出で候藥種絹布よりも下直に候。是は、唐土は地廣く、諸色澤山自由なる故に可有御座候。日本國も廣く在り候はゞ、總

體にて諸事くつろぎ、下々の困窮も自ら緩かになり申候べしと奉_レ存候。然らば蝦夷國御開き遊ばされ候は、是又莫大の御慈悲に可_レ有御座候。下略〔開疆録〕と論じてゐるのに、その意とするところを知られる。最も天民は享保四年に歿してゐるから、魯人侵略の警報は未だ知られなかつたので、其點に論及されてゐないのは勿論であるが、國家主義を強調して、國民生活安定の立場から、拓殖の遂行を急務とした卓見は、今日に猶生彩を減するものではない。

二

幕府崩壞天皇親政の際、もとより蝦夷地經綸の問題は、その重要さに於て、百改革新の間に伍して緊急事ではあつたが、豫想外迅速に廟堂の議に上つたのは、一に岡本・山東等北門社一派の志士が平常親昵せる清水谷・高野等の廷臣を動かして上奏された結果であつた。即ち明治元年三月太政官代に於ける蝦夷地開拓の可否御諮詢を發端として、群議その利を言上するに及び、やがて鎮撫使派遣の建言を徵せらるゝことゝなつた。右建言書は、三十五名二十五通の多きを見たとは云へ、總じて北地の實情に至つては殆ど知られず、唯魯國侵略の憂患に至つては、衆口一致等しく痛感せられてゐた。故に嘉彰親王の如きに至つては、島中の一部を委任せられんことを上奏せられて居り、堤哲長は、町人有志の彼地進出を利權獨占の點から警戒してゐるのが先以て注目される。更に津和野侍従の對議には、我邦國內人口増加の趨勢を説き、その對策として壯勇の徒の移住を要すとせるものゝ如きは、論策中

の白眉として時勢に觸れるものがあるのを見逃せない。これ丈の準備の下に、元年四月舊幕府の函館奉行所を撤退せしめて、函館裁判所の開設となつた。

新政府の蝦夷地經營方針は、裁判所開設に先つて達示した覺書に要約されてゐる。それには、開拓は總べて總督に委任し、同地を南北二道數國に分ち、列藩中より開拓心得のものを傭聘し、收納すべき諸税は盡く開拓費用に充當し、開拓希望の諸侯に土地を割讓し、宗谷附近に一府を建て、蝦夷地開拓の規模確立の上にて北蝦夷即ち樺太開拓の手段を講ずることとせんと定めてゐる。此等の條項は、何れも新政の規模を鮮かに揚言したものととして、舊幕府の施設には見られない新味を持ち、宗谷に一府を建設せんとするものゝ如きは、樺太接近の要害として、對國防策上重要な意味を有つものであつた。然し、一面諸侯に對する支配地割當の宣言に至つては、總督專任の規模に對する不統一を豫期せらるゝものとして、折角の經綸に大なる陰翳を投ずるものであつた。然しそれは、新政府の實力の反映そのものたる以上に解釋せらるべき筈のものではない。但し、この重要な意味を有つた折角の覺書は、遂に實施せらるゝに及ばずして、函館府(裁判所改稱)の存在さへ危ぶまるゝに至つたのは、所謂幕府倒壊後の餘波が、東北に渦流した爲めで、この年五月以來奥羽列藩の騷亂の脅威を受け、既にして十月舊幕府脱走軍の函館占領に先だち、清水谷府知事の青森退去となり新政府の畫策はこゝに大頓挫を來たすの止むなきに至つたのである。

口蝦夷が反徒の手に渡つて以來、翌二年五月五稜郭の開城迄半歳の間、もとより一窮鼠に過ぎない彼等としては、例へ首領榎本や大鳥の如き夙に泰西の事情に通じた達識の士に統率されてゐたとは云へ、占領地に對して秩序ある施設をなす迄には至らなかつた。但し榎本等の政府に願出した嘆願書中に、幕府二百餘年間に臣僚とせるもの三十萬、今賜封の七十萬石にては之を容るゝに足らず、さればとて商賈と伍す能はざれば、彼等を蝦夷地に移住せしめ、永く皇國の盛業をなさん爲めこの舉に及びりとなし、今や人心安定したるを以て、山野開拓、北門警衛の沙汰あるやう叡裁を仰ぐとあるのは、勿論詭辯の甚しいものであるが、何れにしても北門の開拓警衛を高調して、之を舊幕臣の手に委任せらるべしとの點は、前出新政府の覺書中、諸侯に開拓地を分割すべしとの條項と相對照すべきものがある。

三

函館府は脱走軍の降伏によつて再び全蝦夷地に政令を布くことゝなつたが、然し當初の規模を以てしては到底所期の經綸を完了することは不可能なることを痛感した政府は、茲に官制改革を斷行して二年七月開拓使の設置となつた。鍋島直正長官となり、任地に赴くに至らずして東久世通禧補任せられ、開拓判官として島義勇・津田正臣・岩村通俊 岡本監輔・松本十郎・竹田信順等を任用したのは、之を函館府の規模に比較して格段の重厚を加へたものであり、更に久しき懸案であつた國郡設定の議も、

北海道と改稱の下に、十一國八十七郡を分ちて、茲に第二次の拓殖計畫は開始された。前例によつて公示された新施設要項は總べて十數條の多岐に亙り、之を第一次函館府時代の施設宣言に比較して更に幾段の剴切味を看取される。以下之を要約すると、開拓使は石狩に本府を經營さるゝ豫定の下に姑く函館を根據として長官茲に駐在し、各判官を石狩・根室・宗谷・樺太に分遣し、當該地方を中心として開發を期することが根本策となつてゐた。次に舊制の場所請負人を全廢することゝし、沖ノ口運上所を増設する等の財政策上の改革を示し、特に樺太に對しては魯人雜居の地として可成消極的態度を持せしむる方針を明示した。唯然し以上の條項と相並んで、更に重要な意味を有つた諸藩より開拓地願出の場合、政府は開拓使に之を調査せしめたる後處分せしめる一條が記載されてゐるのには、依然として折角の改革が不徹底に終らんとしてゐるのを見取せられずにはゐられない。其は亦二重に太政官の布告ともなつて表明された。「蝦夷地開拓地の義先般御下間も有之候通に付、今後諸藩士族等庶民に至る迄志願次第申出候は、相應の地所割渡し開拓可被仰付候事。」と云へるものである。もとより此條項並びに布告の利害に關しては、達識ある有司の間には期せずしてこの遠大の計畫が、遂に不統一に終らんとする杞憂を目前に豫測するものが少くなかつたのにも、第二次施設が早くも密雲裡に閉さるゝの感を深くするものであつた。即ち諸藩分管反對論者たる岩村判官の如きは、頗る激越の態度を以て、戦後疲弊の諸藩をして開拓に當らしむるも必ず奏功せざるべきを論じ、之を強制せしめ

んか私利を謀るに止るべしと云つてゐる。(貫齋存稿)然し岩村は、斯く諸藩分管を否定したに係はらず、之に代ふるに農商有力者をして之に當らしめんとするものに至つては、當時の實狀に則した所信に相違ないが、何れの開拓地にも有り勝な資本家結托の一面を暗示させる點がないではない。更らに亦この諸藩分管の實施された直後、批弊百出の狀を見て、之が廢止斷行を主張した代表者に松本判官がある。彼は趣意貫徹の爲め開拓使一途の支配となすべしとし、疲弊せる藩力をして隔絶の地に區々たる規模をなさしむるを無意義なりと論じてゐる。(蝦夷藻屑紙)然も諸藩の財政難は新政府としても同様であり、或はそれ以上の窮乏に直面した際にあつては、當路の有司中には諸藩分管の失敗に終るべきを豫測しながら、止むを得ずかゝる姑息な政策をして新宣言中に存置せざるべからざる破目にあつたものも少くなく、遂に衆議となつて分管の實施となつたのである。唯然し猶一考を要すべきは、當時の開發は單なる拓殖にあらずして一面國防——頗る切迫せる状態にある對樺太並びに千島群島の魯人侵略の危期に蒞んでゐた關係上、強大なる武力をも必要としてゐた情勢を度外視してはならない。故に當時の軍備に於て頗る貧弱な新政府に之を求むることは至難なる事情から、寧ろ薩・長・土・肥の如き強大なる諸藩に、石狩本府は勿論、道内の要地に鎮守せしめ、又大中小藩の卒族、名刹大寺、並びに降伏人を移して兵農兼帯の制を布くべしとなし、之を建言した丸山作樂の如き論者もあつた。彼は當時樺太に出張して審かに形勢を觀、北海道の經營を急とした最強硬論者であつた。

斯して支配地を分管されたものは前後二十數藩に達した。然し此等諸藩は全部當初より一樣に朝旨を遵奉したのではない。水戸・一ノ關・佐賀・徳島・高知等は二年八月直ちに皇謨翼賛の意を以て願出し、やがてそれ〴〵大要東蝦夷地を支配せしめられたのであつたが、政府當局の期するところは寧ろ上記以外の諸大藩の願出であつたにも係はらず因循決せざるを見て、遂に金澤・鹿兒島・静岡・名古屋・和歌山・熊本・廣島・福岡・山口の諸藩に命じて、列藩協力するに非ずんば開發の成功覺束なき旨を以てし、静岡藩の外は賞典祿に准據して割當地の廣狹を定め、鹿兒島・山口等の順位を以て、希望の如何に係はらず之を支配せしめることゝした。地域は北見・天鹽等頗る僻遠に及び、彼等をして國防の第一線に當らしむる目的を如實に示すものであつた。猶此と相前後して、大泉・久保田・弘前・庄内・米澤・鳥取・彦根の諸藩亦支配を許可せられ、年を越えて三年正月田安・一橋・岡山諸藩等更に支配地の列に入つた。此等の諸藩支配地は、何れにしても四年八月第三次の施設改革に當つて一齊に返上を命ぜられてゐるから、最も長く藩領としたものにあつても、漸く二年三ヶ月に過ぎず、如何に奮勵したとしても、到底所期の實數を擧げらるべきではなかつた。

而して獨り支配期間が斯く短期に終つたのみならず、諸藩の割當地にあつても希望地を許可されたものは殆どなく、漁利交通の便少く、初經驗の開拓地としては頗る不利な條件に置れ、更らに財政上の餘裕なく、又概して東北諸藩の外は實地の事情に暗く、豫定の計畫常に咀嚼し、又支配出願の諸藩

にあつても、漫然北海の魚利多きを想像した位のこと、誠意拓殖に従事せんとするものに至つては比較的少數に止つたのである。

斯る概觀の下に於ける諸藩の動靜が那邊に落着したかは豫め省察するに難くない。今諸藩支配地の成績一斑を列舉せんとするに當り、果して豫期の如く強制的に分掌せしめた諸大藩が、迅早く悲鳴撤退の聲を擧げたことを先以て指摘される。即ち列藩の首班鹿兒島は既に二年十月南北領地餘りに隔絶し寒暖を異にするとの理由を以て、反つて王民を傷ふものとして未着手のまゝ斷乎土地の庸を開き、次で金澤藩は國防上尤も樞要の地とせられた北見三郡支配の上に、更らに開拓使直轄地たる宗谷地方をも増地せらるゝ程の重任を負擔したが、然も當初より土着屯田の意志を有したとは考へられず、三年五月に至つて理由を一藩の疲弊に藉り、撤退の意志を有し、開拓使をしてこの北門の要害は到底國力第一の大藩を起しむるに非らざれば實效不可能なれば、因循の願意を許容せられざらんことを副申し、その成敗は係つて諸藩の氣配に影響すべきを縷述せしめたが、然もその翌六月には土地許可の止むなきに至り、之に倣つた名古屋藩に對しても、開拓使は同様教諭を乞ふて願意を翻さしめんとしたが同じく失敗に歸した。其他和歌山藩にあつては、北見の支配地が割當後殆ど一ヶ年猶着手の形跡なきを以て開拓使の督促するところとなつたが、その答辯書には成業の見込立たざるを以て延引せるを述べ、猶長期に亙つて猶豫を乞ふてゐるが、幾何くもなく三年八月藩民極寒の地を知らず前途趣法立

難き故を以て奉還した。その後較々遅れて同年十一月廣島藩亦釧路・北見の内二郡を返還したが、理由とするところは藩債累積して到底力を開拓に盡す能はざるが故なりと言明してゐる。斯る理由の下に上地を乞請した諸藩は猶二三にして止らなかつたが、開拓使之之に對する意向は、前述金澤・名古屋藩等の場合に示された如く、可成撤退を拒み専ら諸藩の力によつて目的の確立を期せしめんとするにあつた。故に宗谷の如き元來は直轄すべき筈の要地をも中途金澤藩に強制支配せしむるやうな手段に出でたのであつた。これ開拓使單獨支配の理想より云へば、頗る事大主義に墮した矛盾せる術策と云はねばならないのであるが、斯る意圖に出づるに至らしめた最大原因は、歸するところ開拓使としての豫定支出經費にては到底その經營が不可能であつたからである。殊に期せずして諸大藩の手から返還された北見諸郡にありては、重要な地域たることは云ふ迄もないが、今や大藩の手を離れては到底管轄の見込立たざるを以て、舊制に復して寧ろ請負人に委するより外に手段なかるべしとの、餘りにも消極的な意見が開拓使より答申されてゐる始末であつた。

然し更らに視野を轉じて幾分成功の端緒を獲得した諸藩の成績を展望するならば、これとて無下に問題視せられぬものばかりではない。例之、最初の開拓長官を戴いた佐賀藩は支配地釧路沿岸に拮据して三百餘名を移殖し、水戸藩は藩祖以來の縁由を辿り、藩主昭武既に早く元年閏四月屯田を奏請した程の事丈けあつて、三年自ら數十名の卒族を率ゐて支配地を踏査し、天鹽川の通水漁撈を策するも

の多く、高知藩亦石狩・膽振三郡の支配地に奮勉して七十餘名の卒族を移殖した。更らに仙臺藩は當初贖罪の意味を以て特旨を受け、先づ擇捉島の一郡を所管せしめられたが、この地はもとより沍寒不毛警備駐屯の點にのみ重要な意味があるので、別に屯田開墾の基本地を本道中に乞請して日高の一郡を得、こゝに百數十名の卒族を移し、次で擇捉島の中を増地せられ、更らに根室の中二郡をも懇請したが、此等の中拓殖の實を擧げたのは日高のみに止つた。水戸藩とその支配地を隣した彦根藩は、初め擇捉島の一郡守衛の命を受け、次いで右屯田の元地として日高の一郡を許可せられ、こゝに士民百餘名を移した。最後に山口藩はその割當地石狩・天鹽四郡の中には留萌・増毛の如き道内主要なる漁獵地を包有した丈けに、一藩の經營は頗る活氣を帯びた。その施設事項として増毛の築港、岩内・留萌の石炭採掘と汽船の運漕、請負人の獨占禁止、道路開鑿、不毛地の開拓、米國式捕鯨船の購入、鑛夫の招致等の個條を列記してゐるのは、果して豫定の如き成案を擧ぐるに足る藩費の支出に見込違ひがなかつたか否かは保證の限りでないが、増毛には伊達、留萌には栖原等の代表的場所請負人の巨頭がそれ／＼根據地としてゐた丈けに、道内有數の繁盛地として斯る活潑なる企業を可能ならしむる丈けの好條件を有してゐたこと丈けは慥かであつた。

四

諸藩の支配地は大體斯る状態を以て全道に亙つて割據し兎も角曲りなりに開拓の實に就くに至つた

のであるが、前記太政官布告にも示された如く、斯る方針のもとに支配地を許可せられたものは、諸藩以下猶官省・府・寺院等に互り、就中藩そのものとは別途に、諸藩卒族の團體が特異の分野を占めてゐたのは注意に値する。該諸藩團體は總數八件の中六件迄仙臺藩の支族老臣であつた。此は親藩そのものが維新の變に順逆を謬り爲めに減俸せられた影響に加ふるに、彼等は平常藩地にありて屯田的の生活に馴れ、又北海道は屢舊幕府時代より駐屯した經驗があり、爲めに背水の陣を張つて壯舉に出でたものに相違ない。先づ彼等の中最も著聞された伊達邦成を首領とする一團を見る。邦成は陸前涌谷に於ける仙臺の支藩として戦後薄祿舊臣千三百餘戸を養ふ能はざるを察して開拓を出願し、特に膽振有珠郡の支配を命せられ、感奮して自ら率先渡道檢察の結果、三・四兩年間に三百餘戸を移し、開拓地亦諸藩合計の半數を占め頗る好成績を収めることが出来た。この間屢、増支配地を要とし、更らに室蘭・虻田の諸郡を加へられ、やがて四年八月の改革には支配罷免の命を受けたが、然し實際は移住者を擧げて開拓使貫屬となり、連續郷黨の民戸を移して拓殖に努力した。此邦成の偉功は、北海道拓殖史上の一大光彩として熟知せらるゝところであるが、然もこの當初二ケ年間に於ける動靜を見るならば、單に上述の如き簡單なる經路によつて展開せられたものではなく、殊に主從協力の封建的精神を最も賞讃すべき形に於て發揮したものであつた。されば早くよりこの不屈の精神を洞察した政府の當局は當初より頗る好意を寄せ、或は開拓使に對して特別の詮議をなさしめ、開拓使にありては割

渡地を諸藩と同様に支配地と稱するは不穩當とし、之を仙臺藩に籠めて一區劃を立てしむる方針を定めて上申に及んだが、太政官は審議の結果單獨支配地として支障なきを指示し、或は亦按察使より開拓使に命じて特に救助米を附與すべきを諭示し、開拓使としては財政窮迫の爲め之に應ずる能はざるは勿論諸藩と同一の位列にあるものとして、當然自費開拓を以て始終すべしと複雑したりなどして開拓使としても疎意あるわけではなかつたが、結局融通資金の不足から、斯る方針に出でざるを得なかつたのである。邦成の外、仙臺藩關係のものに伊達邦直・亘理胤元・片倉邦憲・石川邦光・伊達廣高等がある。何れも殆ど邦成と同一の理由を以て支配地を乞ひ、土着の目的を達し四年改革後猶連續して開拓使貫屬として拓殖に始終した。但し石川邦光のみは不幸移民中途にして舊領地歸農論者の反對に會して領内騷擾し、功を收むることが出来なかつた。以上の外藩士として徳島藩老稻田邦直に統率された一團がある。邦直の場合は仙臺藩關係者のそれとは理由を異にし、寧ろ消極的と稱すべきものであつた。邦直は三年事を以て本藩と争ひ爲めに兵庫縣貫族として移住を命ぜられたもので、日高の一部と色丹島を支配地として四年中に百三十餘戸を移してゐる。

諸藩並びに諸藩卒族團體の成績を歴敍して、次に問題となるものは省・府の割込である。初め政府は會津降伏人の管理を軍務官に附托し、之を石狩方面に移して拓殖せしめんとし、爲めに同地方を軍務官の管轄に附した。二年七月軍務官兵部省と改稱せらるゝや、石狩・小樽・高島三郡を支配し、次で後

志方面にも増地して之を支配せしめた。當時恰も開拓使は札幌經營中に屬し、較、もすれば物資の供給等に關して兵部省との間に紛擾し、島判官の如きは極力之を排除せんとし、今にして斷然たる處置なくば本府創業の見込立ち難しと迄切言し、二年正月遂に同省の管轄を罷免することゝなつた。然もこの事件はそれ程迄に重大なものではなく、單に權限論を事とする官吏の常套と見るべきものに過ぎない。然るに次の問題とすべき東京府の管轄事件は、少からず一部の官憲並びに一般庶民をして疑惑の眼を睥らせるものであつた。その發端は三年三月東京府弁官に申達して、兵馬倥偬以來物價騰貴府下人民の産業不振窮民保護の目的立たざるを以て、北海道内三四郡を引受け、物産融通の途を開かんことを乞ひ、開拓使に複牒の結果直ちに之を許可することとし、根室三郡を之に宛てんことに決定した。東京府は之に於て直に係員を派遣して米麥その他の必要品を輸送して頗る迅速に經營着手の運びとなつた。然もその裏面には二三の狡商根室の漁利豊富なるを聞き、暗中活躍して開拓使を動かした真相が洩知されたので、根室出張所の廢止と函館歸還の命を受けた松本判官は、極力この國防上の要地に從來屢、失敗の經驗ある東京府民を移すの愚擧を中止せしめんとし、職を賭して諫争した結果遂に取消を命ぜられ、膽振の一郡を代地とせられたが、府はもとより代地支配の意志を有しなかつた。

更に右東京府の利權獲取問題に聯關せらるゝものに、寺院支配地中の二三がある。一體寺院が斯る支配地の管掌を出願せんとする意向は、性質上變體たるは勿論であるが、近く幕府時代に於ても彼等

の射利行爲は多方面に俗界と交渉するものがあり、今やこの機に乗じて巧みて當路に縁因して目的を達したものと見られる。但し猶考慮すべきは、當時政府として頗る杞憂とした外教取締に對して、此等寺院は名目を移民教化、殊に外教防遏の爲めを高唱して巧みに所期の目的を達した點をも見逃し難い。斯の如くして割當地を許可された寺院は、その數に於ては僅かに二三に止つたとは云へ、その動機は主として射利的なものにあることを否定することは出来ない。先づ増上寺は、二年九月早くも日高の沿海一部を支配地として許可せられ、直ちに係員を派遣してゐるが、開拓使は寺社として土地人民の支配は布令に牴觸するものとし、頑強にその名義取消を上申した。但し太政官は更らに復牒して此際有力寺院の希望を容れずしては開拓の功成り難きを以て、事刑獄に關することのみを伺出のことゝし、開拓使管掌の反つて舊弊拘泥に陥るべき旨を諭して願意を容れしめ、更らに色丹島の増支配に迄及ぼさせてゐる。然し豫想は開拓使の抗議した如く、右許可以後一ヶ年拓殖の成績毫も見るべきなく、唯舊場所請負人を介して鮭・昆布等の海産物を收納する丈けに止まつたので、斷じて上地せしめ寺院土地支配の悪弊を一洗せんとしたが、これとて政府にあつては猶一應責督の上到底實效なき場合迄上地を見合すべしと指令してゐるのにも、そこに利權運動の一面を思はせるものがある。猶増上寺は政府に上申して門徒所在の地、渡島・後志・石狩・天塩・日高の内六郡に互り、各末寺一ヶ寺を建設すべき敷地を割讓せられんことを乞ひ、以て人民教導土人産業指導に資し、國恩を報せんとしてゐるが開

拓使としては絶対に斯る願意を容るゝ餘地なしとし、斯る報國の實意あらば先づ以て當支配地の實效を目前に示すべしとしてその僞喃的態度を痛論してゐる。次に佛光寺は蝦夷地支配地の宛行は既に舊幕府によつて既得權を得たりとし、適當の場所を願出し後志の沿海一部を得てゐるが、右出願書には寺院を建立して専ら北國末派の門徒を移住せしめ、併せて開墾と物産の興立に力め外教に染潤せざるやう教諭せんと揚言してゐるのであるが、これとて増上寺と同様支配地許可滿一ヶ年の後寸效を表はさざる廉を以て、上地内申の不首尾を暴露してゐるのである。以上二寺院よりも更らに猶露骨な利權運動を試みて、流石の支配地割込も遂に成立に及ばなかつたものに泉涌寺がある。即ち同寺住職の名を以て抑、四條帝以來先帝に至る迄密接なる皇室との關係を冒頭して、失産流離の窮民を救助して開拓興産に力めんとし、堅く一己の寺力によるものなる旨を誓言して支配地を要請してゐる。その出願は前記二寺院の不誠意が既に明らかにされた三年九月のことであつたから、開拓使の答申は頗る深埒に近來寺院支配地の申立は漁獵益金の收得を眼目として自己の窮乏を補綴せんとするにあるを指摘し、斷乎反對した。而して事の真相に至つては越前三國湊の商人等同寺と結托して利權獲取の舉に出でんとしたので、爾來更らに追願を重ねた。その開拓見込書によれば、失産流離の窮民夫婦百組を移殖し十ヶ年間費用一切を支給し、養蠶製鹽をも奨勵し新式の器具を使用して内地同様の村落を經營せしめんとするにあつて、計畫としては比較的進歩したものであつたが、主たる眼目とすべき資金の融

通につき危惧せらるゝもの多く、出資者の身元探索の結果、果して山師的の計畫に過ぎなかつたことが暴露せられたのであつた。

五

上述寺院の割込運動には何れも規を一にして當路の歡心を買はんが爲、先以て教化を昌にして移住民の間に邪教の潛入を防遏せんと述べてゐるのは、勿論政府にとつては當時猶外教禁止の立場の下に國內動搖の際に乗じて彼等の宣傳を恐れた時代として、格好の武器であつたとは云へ流石に有司間にはその黑白を辨別して一時の僞瞞に陥るなく、一面或程度迄寺院の活動に對しても誠意を表するものに對しては、進で盛業を翼賛せしめた場合も少くなかつた。その好例とすべきものに東本願寺がある。凡そ本願寺は東西とも蝦夷地に開教するもの早く、殊に東派の教勢は著しく強大で、單に維新以後新規に教線を張らんとするものは選を異にして、既に連續して深き關係を有したのである。而して今やこの場合に當り一山の方針は北海開教に全力を擧げ、巨費を出して開發に當らんとした。斯の如くして開拓使は邪宗防禦旁、北地門末教諭の爲法主の來道を希望し、やがて三年七月の新門主巡錫となり、これより先き彼の函館方面より膽振に轉じて札幌に達する新道——本願寺道路の開鑿となり、別に函館江差間の開鑿費三千八百兩を獻じたのは二年九月のことであつた。この緊急を要する施設が開拓使の好感を得たのは云ふ迄もない。爾來同時に殆ど全道に互る門末教化の爲め取締りをなし、札

幌を中心として諸國に互つて十數ヶ所に互り道場の建設を願出し、連絡道路の開鑿を來して一大教化網を張らんとし、結局札幌以下六ヶ所に寺域一千坪宛を割據して建設を許可することゝなつた。斯る一例證は何よりも開拓使に對する財的援助によつて導かれた現象として見るべきであると共に、又政府が開港場函館を有する新開地に邪教の潜入を恐るゝ點があつた爲であつたとも云へる。當時太政官より開拓使長官に宛てゝ警戒せしめた一密書と稱するものは、問題の人フルベッキ並びにエンハール等の潜教的布教の恐るべきを縷述したものであるが、文意は兒戯に類したものであるとは云へ、彼等に具ふる爲寺院活躍の一素因をなさしむるに至つたものとして注意すべきである。

然るに猶視野を他面に馳するならば、この維新直後は極端に排佛毀釋の行はれた時代でもあつた。故に寺院は屏息して神道の宣揚獨り隆昌を極むるに際し、新開地の舞臺に於ても神道の活躍が何等かの形を執つて表はれんとするは不思議ではなかつた。大體道内の鎮守として開拓神は二年十月島判官の御靈代を奉祀して札幌に入つて以來、三年三月太政官神祇官に牒して祭祀を行はしめてゐる迄になつてゐるが、然も神社の造營ははかどらず北海の教勢を傳ふるもの佛敎獨り盛に外教亦行はれんとすと云ひ、今にして儼たる一ノ宮を經營して神道を弘布するにあらずんば由々しき大事に及ばんとなし、斯の東京府の支配地上申の例に倣ひて日高四郡を神祇省支配地に宛てられんことを乞ひ、徒罪者並びに窮民等に移住せしめその地の所得を以て經營に従ひ、外は異端敎賊を抑制し、異國の侵略を防

ぎ、内は神社の經營を完うし士民に神道教育を施さんとすと建議してゐるものがある。右神領見込地に擬定した日高四郡は、海産收益の中心として當時一年の税額三分税として總計三萬七千餘兩を算してゐた。この申請は大體開拓使官吏相良大主典の手によつてなされただけに、當時の教勢を熟察してかゝる方法を畫策に及んだのであるが、例へ神祇省の名目を以てなされたものにもせよ、もとより斯る財源を一省に附托することは到底開拓使として詮議する限りでなかつた。

六

以上歴敘した概觀に次いで來るものは彌、開拓使そのもの、經營が如何に發展したかの問題である。二年八月に宣言された前記新施設要項は果して豫期した成果を收めたか。札幌府の建設に没頭した島、根室に駐屯した松本、函館に東久世長官を助けた岩村の各判官は何れもすぐれた才略の所有者として互に勵精したが、然し互に權限を持つること固く較もすれば意志の疏通を缺き、函館に於ける東久世長官は之を制禦するに苦しみ、且政府との交渉にありても多くの利權漁りは直接東京に於て運動し事々に控制するを常とし、早くも革新の結足は破綻の淵に蒞まんとする形勢にあつた。札幌府の建設については島判官の敬遠、東京府割込については松本判官の辭職聲明等はその表はれの一端と見るべきである。加ふるにこの茫漠たる新經營地に對する所當經費は到底所期の事業の一端をも施設し得ざる窮境に陥るの止むなきに至つたのは當然であつた。故に開拓使としては當初の揚言を裏切つて

出來得る丈に縮少せる場面を最低限度に施設するより外に方策がなかつた。對魯警備の要地として重要視せられた宗谷を大藩を名として金澤藩に托した後、三年正月に出された開拓使の伺書には、爾今管轄地は札幌附近等の樞要地に限ることゝし、根室は宗谷の例に倣ひて藩の支配地となし、諸藩配當の地は殆ど處分せられたるを以て本府隔絶の地域は之を自餘の諸藩地に變更し、樺太は複雑なる外交上の問題を顧慮して外務省管轄たらしめんとしてゐるものがある。餘りにも退嬰的な方針を暴露したものであつた。さればその後同年五月に至つて政府に上申した開拓見込大略には、一、海漕を利し諸物有無を道す、一、移民開拓の基本を定む、一、恒産を興へ農業を勸む、一、漁場を開く、一、地宜を相して生産を興す、一、鑛山を開産す、(以上當務)、一、府縣制を定む、一、軍防を興す、一、大小學校を興す、(以上後來見込)とされてゐるものがあるが、要するに其は未だ單なる抽象案の羅列に過ぎない實情であつた。唯然し、そこには漸を追て施設上に於ける定見が繰返されて來たことだけは認めなければならぬ。次で同年十月政府への伺書には、一、札幌建府は近郊の戸口移殖の後徐ろに着手すべきこと、一、田畑の新開は一反毎に金二兩を下附し、一、軍備として札幌に常備兵を置き軍艦二艘を専用して沿海を巡航せしむること等が示されてゐるが、軍備以外の件は何れも許可せられてゐるから之を前出の見込書に比較して更らに施設の安定と進歩とが幾分窺知される。

今此等の施設の中著しき事項に互りて少しく省察して見るならば、第一全道の中心としての札幌府

の經營は夙に衆議の一致するところ、主として島判官之を劃策し、その官衙地帯と街區地帯とを分ちて縦横井然たる街路を通じた大規模の都市計畫には流石に遠大の雄圖を示すものがある。然も餘りに建府に急いで失費に過ぎた結果長官の忌諱に觸れて敬遠せられ、岩村判官之に代はるに及んでは先づ建府よりも該地域近接の聚落經營の急なるを説き、着々として之が實現に力むるところとなつた。斯の如くして島判官によつて先に劃策された羽越移民より成る近郊四ヶ村に加ふるに、四年中に至る迄の間岩村判官は陸前陸中の士民を移して八ヶ村の建設に成效した。但し一面建府も亦輿論不急とするを許さず、官衙地帯の諸建築先づ成り市街地帯には福山市民を移して、四年五月彌こゝに開拓使長官の赴任を見る迄に至つたのである。而してこれより先き前出伺書の兵備問題——屯田兵設置案の唱導を見るに至つたのは、後の該制度の具體的萌芽として特に注意を惹かれる。右の開拓使案は東京府貫屬の士卒を精選して凡そ百二十戸を移し、兵備に兼ねて桑麻の恒産を興さしめんとするもので、東京府に於ては之が細則を告示して既に徵募に及ばんとしたが、其間種々の支障があつて實施せらるゝに至らなかつた。

次で場面を札幌以外に轉ずるならば、移募民の招致には實に波瀾曲折あらゆる經驗を繰返してゐる。先づ開拓使として最初の試みとなつた二年九月東京府募集の五百の庶民はそれ〴〵樺太・根室・宗谷に分置せられたが、忿卒の際其等の多くは不良烏合の徒として全く豫想を裏切り、且つ氣候と業務

に馴致せず久しからずして四散するに至つてゐる。又移住者中異色ある會津降伏人は、初め政府軍務官管理として一萬二千人の大數を移して拓殖せしむる豫定をなし詳細に計畫案を立てさしめたが、既にしてその一部小樽に移り舊縁を以て斗南藩主に引渡されたが、辭退するに及び開拓使も亦之を容れず、漸く樺太開拓使に倚賴し、次でその廢止に會してそのまゝ土着して百七十戸二ヶ村を形成する如き數奇の運命に會してゐるが、彼等は敗竄者として久しく逆境に置れたものゝ土着後の開拓成績は頗る擧り、別に後志沿岸の斗南藩によつて作られたる同降伏人の數部落と共に健全なる發達を遂げた。次に之と相對照せらるゝ函館降伏人は、主として舊幕府及仙臺藩士であつた。政府の意向としては彼等をしてそのまゝ土着開墾せしめんとするにあつたが、開拓使は敗竄無賴の徒の素質と行動の到底會津降伏人に比すべきにあらざるを陳べ、遂に之を諾せずして退道せしめた。斯る二三の例證によつても當時移民の困難は豫想外に出で、殊に本土との距離氣候等從來の關係上渡來者の大多數は奥羽北越等に制限せらるゝの傾向を示したのであるが、彼等の習性は一般に遊惰に過ぐと稱せられた爲めに、開拓使の新しき試みとして篤實研業の聞えある肥前の農民四十餘戸を浦河に移殖する迄の運びに及んでゐる。但しその成績は普通以上に出でなかつた。更らに募移民と連關して擧ぐべきものに漁場持の漁民移殖がある。漁場持は多く新政によつて漸次廢止の運命に置れた舊場所請負であつたが、殊に根室方面に於て彼等は奥羽乃至福山・函館の民を招致して所在に置き、鋤路の如きは一舉百戸に近き市

街を開くに至つてゐる。更らに自移民としては開拓使所管の内後志場所は漁獵盛行の爲め、函館は既に壯年期に入らんとする都市として、札幌は移住の商工に對する保護最も篤かつた理由の下に順調に戸口の増加を見るに至つた。

開拓使の施設を歴敍通觀して猶多くの重要事項は取殘されてゐる。當時全道沿岸の經濟的實權を掌握してゐた場所請負人の廢止問題にしても、亦開拓使の重要な財源として目せられた海關所の増設、或は産物會社の設置にしても、その結果は相待つて全道拓殖計畫の成否を動かす要因であつた。

然しそれ迄全面的に視野を擴大せず單に如上の概觀のみによるとするも、この期待された新事業は早くも行詰りの状態に置かれたことを看取するに難くない。殆ど初經驗とも稱すべき斯る難事業を而も貧弱なる經費によつて短期間に處理することはもとより不可能に屬する。而も此際何等かの打開策が行はるゝに非ずんば新政府の聲明を裏切るのみならず、國家將來の安危に關する重大事として廟堂の重議ともなつた。此時に當り三年二月新に分離した樺太開拓使の任に當つた開拓使次官黒田清隆の任地より歸途四年九月の本道視察の結果は、この行詰りの現状に對して一大警策を與へ、遂に黒田次官の意見を基本として拓殖政策は轉回せらるゝことゝなつた。その建議案によれば、石狩鎮府(札幌)を中心として四方を控制し、樺太をその部内に復し、歳額百五十萬兩を費し二十年にして奏效すべしと云ひ、風土適當の異邦より開拓に長ずるものを聘用して一定の法を立て、開發すべしと論じ、別に詳

細なる經費豫算表を添へ、且つ財源について拈出の方法をも附記してゐる。この建議書に現はれた少くとも二つの重要事項は、將來の經費と開拓指導者の聘用とであるが、從來開拓使事業の不振理由とした經費は樺太を合して年額二十萬兩米一萬石餘に過ぎず、但し三年の豫算調表によれば道内收入の租稅額約七十六萬餘兩内約七十萬兩を支出せんとしてゐるから、多少の變更ありとするも大體五六十萬兩を支出したものと見られるが、今黒田次官は一年毎にその約三倍を支出せしめんとするもので、財政難に困んだ政府として如何に之を裁決するかは猶未定の問題であつた。更らに開拓指導者の庸聘に關しては、黒田次官に洋行を命じて外國開拓地の視察と顧問の庸聘、器械の購求等に當らしむることとし、やがて米國に向つた黒田次官は同國政府に交渉して農務局長ホラシ・ケブロン聘用の契約は四年二月に締結せられた。此間參議副島種臣亦詳かに札幌附近を視察し、やがて副島・黒田・東久世の三頭會議となり、恰も全國廢藩置縣斷行の翌八月維新後第三次の大改革となり、樺太開拓使を併合し舊諸藩・寺院の支配地を免じ、全道劃一開拓使の隸屬とし、將來拓殖の經費としては十年一千萬圓を總額として更新の前途は展開せられて行つた。之を黒田次官の建議に一ヶ年百五十萬兩二十ヶ年總額三千萬兩に比すれば三分一となつたが、當時政府の財政上よりすれば非常の英斷であつた。

七

明治維新直後四年七月廢藩置縣の斷行に至る迄の期間は、新日本國家結成への一過程として、政府

の基礎未だ鞏固ならず財政準備その他何れの點より見るも所在に缺陷を有し、諸藩錯綜せる地方統治の煩雜さは想像外にあつた。斯る時期にあつて未経験の大舞臺と未経験に近い對魯警備の重任を兼ねた任務の遂行を要した開拓使の事業にも、同じく不安定な一面を免れなかつた。二年乃至四年に亙る事業の總決算は、着手基年ならずして當初の宣言を裏切り破綻百出し收拾すべからざる窮狀に陥つた。この原因を検討して單に財政難のみに歸することは一面の理由に過ぎない。斯してこの困厄せる試練の間には事業の成功如何に係はらず多くの注意すべき事件を示現した。彼の諸藩・寺院等に支配地を附托して開拓の癘種となつた失敗は、錯綜せる内地の藩縣制度を移してこゝに混亂の延長をなさしめたものであつた。然し卒族團體の移住が概して堅實なる成績を示したのは、その楔子が封建的主従關係の結合にあると認められ、之れは拓殖民として最も嫌惡すべき遊民の徒が幾度か豫期の如く不成績に終つたものと對照される。殊にこの卒族團體の成功は、やがて全國的問題となつた士族授産を見越してその模範となつた點に於ても興味がある。更らに明治中期に互り獨特の發達を遂げた北海道屯田兵制が既にこの期間に充分の萌芽を示してゐるのも尊き收獲であり、特に全道統制の中心としての札幌建府が多少の齟齬を來したとは云へ、殆ど符節を合して米國式の都市計畫を彷彿させるものに建設せられたのは偉とすべきであり、又一部の鑛山が外人によつて穿掘さるゝに至つたのは米人庸聘前の試みとして意味がある。

附記 この小篇に使用した史料は、殆ど全部北海道廳所藏の「公文録」に收められた當時の公文寫しによつた。今一々煩を避けて

註記に及ばなかつた。讀者諒焉。